

令和三年秋田県議会第二回定例会会議録

第十三号

議事日程第十三号

令和三年十二月二十一日（火曜日）

午後一時開議

- | | | | |
|--------------|---|---------------------|--|
| 第一、議案第一九九号 | 秋田県人事委員会の委員の選任について | 第二一、議案第二一六号 | 公の施設の指定管理者の指定について |
| 第二、議案第二〇〇号 | 秋田県教育委員会の委員の任命について | 第二二、議案第二一七号 | 交通事故に係る和解について |
| 第三、議案第二〇一号 | 秋田県公安委員会の委員の任命について | 第二三、議案第二一八号 | 交通事故に係る和解について |
| 第四、議案第一九三号 | 令和三年度秋田県一般会計補正予算（第七号） | 第二四、議案第二一九号 | 交通事故に係る和解について |
| 第五、議案第一九四号 | 令和三年度秋田県能代港エネルギー基地建設用地整備事業特別会計補正予算（第一号） | 第二五、議案第二二〇号 | 交通事故に係る和解について |
| 第六、議案第一九五号 | 令和三年度秋田県港湾整備事業特別会計補正予算（第一号） | 第二六、産業観光委員会所管事項報告の件 | |
| 第七、議案第一九六号 | 令和三年度秋田県電気事業会計補正予算（第一号） | 第二七、請願審査の件 | |
| 第八、議案第一九七号 | 令和三年度秋田県工業用水道事業会計補正予算（第一号） | 請願第四九号 | ウイグル人に対する人権侵害問題の解決に向けた意見書の提出について |
| 第九、議案第一九八号 | 令和三年度秋田県下水道事業会計補正予算（第二号） | 請願第五〇号 | 法務局の増員に関する意見書の提出について |
| 第二〇、議案第二二二二号 | 令和三年度秋田県一般会計補正予算（第八号） | 請願第四七号 | 人工透析を要する要介護者が特別養護老人ホームに入居できるように介護保険制度の改正を求める請願について |
| 第二一、議案第二〇九号 | 当せん金付証券の発売について | 請願第四八号 | 有事並びに平時における医療提供体制の維持に関する意見書の提出について |
| 第二二、議案第二一〇号 | 公立大学法人国際教養大学の中期目標について | 第二八、意見書案第六号 | 中華人民共和国による人権侵害問題の解決に向けた対応を求める意見書 |
| 第二三、議案第二一一号 | 交通事故に係る和解について | 第二九、意見書案第七号 | 法務局職員の増員に関する意見書 |
| 第二四、議案第二一二号 | 公の施設の指定管理者の指定について | 第三〇、意見書案第八号 | 人工透析が必要な要介護高齢者に係る介護保険制度の改正を求める意見書 |
| 第二五、議案第二〇四号 | 秋田県国営土地改良事業負担金徴収条例の一部を改正する条例案 | 第三一、意見書案第九号 | 持続可能な医療提供体制の確立を求める意見書 |
| 第二六、議案第二〇五号 | 秋田県長期優良住宅建築等計画認定等手数料徴収条例の一部を改正する条例案 | 第三二、議員派遣の件 | |

第三三、委員会審査、調査継続の件（請願審査（請願第七号、請願第一号））

（常任委員会、議会運営委員会の所管事項調査）

三十七番	三浦英一	三十八番	土谷勝悦
三十九番	鈴木洋一	四十番	柴田正敏
四十一番	川口一	四十二番	鶴田有司
四十三番	北林康司		

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

地方自治法第二百一十一条による出席者

午後一時開議

本日の出席議員

四十三名

一 番	小野一彦	二 番	松田豊臣	副 知 事	佐竹敬久
三 番	鳥井修	四 番	高橋豪	副 知 事	神部秀行
五 番	瓜生望	六 番	島田薫	理 事	陶山さなえ
七 番	宇佐見康人	八 番	住谷達	総 務 部 長	松本欣也
九 番	薄井司	十 番	加賀屋千鶴子	総務部危機管理監(兼) 広報監	土田元
十一 番	吉方清彦	十二 番	児玉政明	企画振興部長	鶴田嘉裕
十三 番	小山緑郎	十四 番	鈴木真実	あきた未来創造部長	小野正則
十五 番	佐々木雄太	十六 番	杉本俊比古	観光文化スポーツ部長	嘉藤正和
十七 番	加藤麻里	十八 番	小原正晃	健康福祉部長	佐々木 薫
十九 番	佐藤正一郎	二十 番	三浦茂人	生活環境部長	柳田高人
二十一 番	鈴木健太	二十二 番	佐藤信喜	農林水産部長	佐藤幸盛
二十三 番	今川雄策	二十四 番	高橋武浩	産業労働部長	佐藤 徹
二十五 番	北林丈正	二十六 番	竹下博英	建設部長	佐藤秀治
二十七 番	石川ひとみ	二十八 番	石田寛		
二十九 番	東海林洋	三十 番	渡部英治		
三十一 番	原幸子	三十二 番	工藤嘉範		
三十三 番	近藤健一郎	三十四 番	加藤欽一		
三十五 番	佐藤賢一郎	三十六 番	小松隆明		

会計管理者(兼)
出納局長 奈良 聡

財政課長 村田 詠吾

教育委員会教育長 安田 浩幸

警察本部長 久田 誠

●議長(柴田正敏議員) これより本日の会議を開きます。

諸般の報告は、お手元に配付してあります議長報告のとおりでありますので、朗読を省略いたします。

議 長 報 告 (朗読省略)

一、十二月二十日、次の議案について予算特別委員長から審査報告書が提出された。

(1) 議案第一九三号 (2) 同 第一九四号

(3) 同 第一九五号 (4) 同 第一九六号

(5) 同 第一九七号 (6) 同 第一九八号

(7) 同 第二二二号

一、十二月二十日、次の議案について総務企画委員長から審査報告書が提出された。

(1) 議案第二〇九号 (2) 同 第二一〇号

一、十二月二十日、次の議案について福祉環境委員長から審査報告書が提出された。

(1) 議案第二一一号 (2) 同 第二一二号

一、十二月二十日、次の議案について農林水産委員長から審査報告書が提出された。

(1) 議案第二〇四号

一、十二月二十日、次の議案について建設委員長から審査報告書が提出さ

れた。

(1) 議案第二〇五号

(3) 同 第二一四号

一、十二月二十日、次の議案について教育公安委員長から審査報告書が提出された。

出された。

(1) 議案第二〇八号

(3) 同 第二一七号

(5) 同 第二一九号

一、十二月二十日、次の委員長から請願審査報告書が提出された。

総務企画委員長

福祉環境委員長

一、十二月二十日、次の委員長から請願審査継続申出書が提出された。

教育公安委員長

一、関係委員会における請願の審査の結果は、別紙「請願審査結果表」とおりである。

一、十二月二十日、次の委員長から所管事項の調査継続申出書が提出された。

総務企画委員長

福祉環境委員長

農林水産委員長

産業観光委員長

建設委員長

教育公安委員長

一、十二月二十一日、次の事項について議会運営委員長から調査継続申出書が提出された。

(1) 議会の運営に関する事項

(2) 議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項

(3) 議長の諮問に関する事項

一、十二月二十一日、総務企画委員長から次の意見書案が提出された。

- (1) 意見書案第六号 中華人民共和国による人権侵害問題の解決に向けた対応を求める意見書
- (2) 意見書案第七号 法務局職員の増員に関する意見書
- 一、十二月二十一日、福祉環境委員長から次の意見書案が提出された。
- (1) 意見書案第八号 人工透析が必要な要介護高齢者に係る介護保険制度の改正を求める意見書
- (2) 意見書案第九号 持続可能な医療提供体制の確立を求める意見書
- 一、議員の派遣に関する依頼及び申出のあったものは、別紙「議員派遣一覧」のとおりである。

【令和三年第二回定例会（十二月議会） 請願審査（委員会） 結果表は巻末に登載】

議員派遣一覧

- 一 令和三年度北海道・東北六県議会議員研究交流大会
 - (1) 派遣の目的 令和三年度北海道・東北六県議会議員研究交流大会に参加のため
 - (2) 派遣期間 令和四年一月二十四日（月）
 - (3) 派遣地 青森県
 - (4) 派遣議員 川口一議員、工藤嘉範議員、佐藤信喜議員、杉本俊比古議員、住谷達議員、宇佐見康人議員、島田薫議員、瓜生望議員、高橋豪議員、佐藤正一郎議員、鳥井修議員、石田寛議員、松田豊臣議員
- 二 第一回議会活動に関する若者との意見交換会
 - (1) 派遣の目的 第一回議会活動に関する若者との意見交換会に参加のため
 - (2) 派遣期間 令和四年一月三十一日（月）

- (3) 派遣地 秋田市
- (4) 派遣議員 工藤嘉範議員、佐藤信喜議員、鈴木真実議員、住谷達議員、宇佐見康人議員、吉方清彦議員、鳥井修議員、小原正晃議員、加藤麻里議員、加賀屋千鶴子議員

●議長（柴田正敏議員） お諮りします。日程第一から日程第三までの議案三件は、いずれも委員会付託を省略し、直ちに本会議において審議することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（柴田正敏議員） 御異議ないものと認め、そのように決定いたします。

日程第一、議案第百九十九号秋田県人事委員会の委員の選任について、日程第二、議案第百九十九号秋田県教育委員会の委員の任命について、日程第三、議案第百一十号秋田県公安委員会の委員の任命について、以上三件を一括議題といたします。

議案第百九十九号は、秋田県人事委員会の委員として安藤雅子氏を選任するため、議案第百一十号は、秋田県教育委員会の委員として奥真由美氏を任命するため、議案第百一十号は、秋田県公安委員会の委員として遠藤優子氏を任命するため、議会の同意を得ようとするものであります。お諮りしますが、上程の議案三件は、いずれも趣旨説明、質疑、討論を省略し、直ちに採決することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（柴田正敏議員） 御異議ないものと認めます。

まず、議案第百九十九号について、起立により採決いたします。本案は、同意することに賛成の方、御起立願います。

【賛成者起立】

●議長（柴田正敏議員） 起立者全員であります。よって、議案第百九十

九号は同意されました。

次に、議案第二百号について、起立により採決いたします。本案は、同意することに賛成の方、御起立願います。

【賛成者起立】

●議長（柴田正敏議員） 起立者全員であります。よって、議案第二百号は同意されました。

次に、議案第二百一十一号について、起立により採決いたします。本案は、同意することに賛成の方、御起立願います。

【賛成者起立】

●議長（柴田正敏議員） 起立者全員であります。よって、議案第二百一十一号は同意されました。

次に、日程第四、議案第九十三号から日程第二十五、議案第二百二十号までの議案二十二件を一括議題といたします。

関係委員長の報告を求めます。まず、予算特別委員長の報告を求めます。

【三十一番（予算特別委員長原幸子議員）登壇】

●予算特別委員長（原幸子議員） ただいま議題となりました案件について、予算特別委員会における審査の経過と結果を報告申し上げます。

本委員会において審査した案件は、議案第九十三号令和三年度秋田県一般会計補正予算第七号及び十二月六日に追加付託された議案第二百二十二号令和三年度秋田県一般会計補正予算第八号の一般会計補正予算案二件、議案第九十四号令和三年度秋田県能代港エネルギー基地建設用地整備事業特別会計補正予算第一号及び議案第九十五号令和三年度秋田県港湾整備事業特別会計補正予算第一号の特別会計補正予算案二件、議案第九十六号令和三年度秋田県電気事業会計補正予算第一号、議案第九十七号令和三年度秋田県工業用水道事業会計補正予算第一号及び議案第九十八号令和三年度秋田県下水道事業会計補正予算第二号の企業会計補正予算案三件、以上七件であります。

今回の追加提案も含めた一般会計補正予算案は、新型コロナウイルス感染症への対応や高病原性鳥インフルエンザ対策のほか、「第三期ふるさと秋田元気創造プラン」に基づく事業、燃料価格の高騰に対応する事業、公共事業の発注を前倒しするための債務負担行為等について計上されており、その総額は、二十一億八千八百三十七万円の増額であります。これにより、補正後の予算総額は、六千九百九十一億六千四百六十八万円となります。

また、秋田県能代港エネルギー基地建設用地整備事業特別会計補正予算案は、能代港第一及び第二灰捨場の維持管理業務委託に係る債務負担行為限度額として、一千五百万円を設定するものであります。

また、秋田県港湾整備事業特別会計補正予算案は、向浜ふ頭の整備に係る事業等の債務負担行為限度額として、十五億六千九百万円を設定するものであります。

また、秋田県電気事業会計補正予算案は、収益的支出について、人件費の実績見込みにより給与費を三千四百四十一万円減額するものであります。

また、秋田県工業用水道事業会計補正予算案は、収益的支出について、人件費の実績見込みにより給与費を四十八万円減額するものであります。また、秋田県下水道事業会計補正予算案は、収益的支出について、人件費の実績見込みにより給与費を八百六十六万円増額するとともに、臨海処理区管路包括管理費等に係る債務負担行為限度額として、二億七千九百三万円を設定するものであります。

審査に当たっては、まず当局から説明を聞き、各分科会及び総括審査においてそれぞれ質疑を行いました。その主な内容について申し上げます。

まず、総務企画分科会では、「DX戦略推進事業に係る債務負担行為の限度額の設定」、「咲きほこれ！あきたウーマン。パワー応援事業」などに関して、それぞれ質疑がありました。

また、福祉環境分科会では、「日常生活回復に向けたPCR等検査無料化事業」などに関して、それぞれ質疑がありました。

また、農林水産分科会では、「飼料高騰緊急対策事業」、「漁業効率化技術実証事業」などに関して、それぞれ質疑がありました。

また、産業観光分科会では、「県内空港利用促進緊急対策事業」、「職業能力開発支援事業」などに関して、それぞれ質疑がありました。

また、建設分科会では、「秋田湾・雄物川流域下水道臨海処理区の管路包括管理に係る債務負担行為の限度額の設定」などに関して、それぞれ質疑がありました。

また、教育公安分科会では、「交通安全施設整備・維持管理事業」、「統合型校務支援システム導入等推進事業」などに関して、それぞれ質疑がありました。

次に、総括審査について申し上げます。

はじめに、「新秋田元気創造プラン素案の目標設定について」であります。

新プランでは、第三期ふるさと秋田元気創造プランの中で数値目標として掲げられた人口動態や健康寿命に係る指標が、モニタリング指標と位置づけられたことにより、目標が見えにくくなったのではないかと感じる。こうした指標の中には、これまでの取組の成果が見え始めているものもあることから、計画期間内の目標数値を示さないとしても、折々に検証・分析を行い、その先の目標を示すなど、プレーヤーである県民に対して、分かりやすい表現で、耳に届くような工夫をしながら、アナウンスしていく必要があると考えるがどうかとただしたのに対し、指標には、行政でコントロールできるもののほか個人の自由な選択に係るコントロールできないものなどがあり、そうした部分については、モニタリング指標として、具体的な目標値は設定しないものの、公表される数値を分析し、政策がどのような形で進捗しているかなど、人口や賃金水準をはじめとしたプラン全体の検証を、新たに政策レポートのような

形で示したいと考えている。また、三期プランでは百八十五の指標を掲げていたが、新プランでは、成果指標とモニタリング指標を合わせ、二百十七に増やすことで、これまで以上に指標をもとにした、政策のきめ細かい分析・検証を行うことになっており、できるだけ分かりやすい形で、様々な媒体を通じて県民に発信してまいりたいとの答弁がありました。

次に、「農地の集積・集約化について」であります。

農業の担い手不足が深刻化する中であって、本県の広大な農地を維持活用していくためには、農業法人等に農地を集積・集約化していくことが重要である。一方、距離が遠いところの農地は、生産効率が悪く、借り手がつかないケースがあるようだが、今後、どのように進めていくべきかとただしたのに対し、最近、受け手となる担い手の能力に引き受ける余力がなくなってきたり、農地集積は進みにくい状況にある。そのため、今年度、県内三地区で、担い手同士が農地を交換するなど、分散している農地を集約化していくための話し合いをモデル的に進めており、こうした取組を広め、更なる集積につなげてまいりたいとの答弁がありました。

これについてさらに、高齢者や小規模農家には、何とか農地を借りてほしいという思いもある中で、借り手が見つからない農地や、地主が耕作できない農地の遊休化を防ぐため、将来、どうしていくのかを真剣に考える場をつくっていただきたいがどうかとただしたのに対し、遊休化を防ぐためには、農地をどのように管理していくのかについて、まずは地域で話し合い、取り組んでいくことが大事である。これを促すため、県では、地域で遊休化している農地を再生し、保全管理していくモデル事業を実施している。こうした事業の成果や国の事業等を活用しながら、地域での適切な農地の維持管理を促進してまいりたいとの答弁がありました。

次に、「秋田県多様性に満ちた社会づくり基本条例素案について」であります。

差別とは、基本的には受け手側の感じ方によるため、考え方の幅が広く、きちんと整理できていないように思われる。そのため、条例の中で「差別等を禁止」と明記するのではなく、差別等に対する理解の促進という点を強調すべきと考えるがどうかとただしたのに対し、条例を運用する中で、差別等の禁止に向けた理解の促進が図られるものと考えており、そのための指針を次の有識者会議に提案することとしている。また、条例制定後も様々な形で広報・啓発を進めることにより、条例の真の目的である、県民が安心して暮らすことができ、持続的に発展できる社会の実現に寄与するものと考えているとの答弁がありました。

これについてさらに、条例に「禁止」と明記されていると、自分からしないことや、理解が及ばないものに対し、積極的に関わらないようにしようという心理が働くのではないかと懸念されるがどうかとただしたのに対し、理解の促進でよいものと、明らかに社会通念上問題があるものなどを、ひとくくりに禁止と表現するか、あるいは、禁止と理解の促進をうまく組み合わせ、表現するかについては、条例の全体像を見ながら検討してまいりたいとの答弁がありました。

そのほか、「秋田県人口ビジョン案について」、「秋田県DX推進計画素案について」、「新型コロナウイルス感染症対策について」などに関連して、それぞれ質疑がありました。

質疑を終了し、討論なく、採決の結果、議案第百九十三号、議案第百九十四号、議案第百九十六号、議案第百九十七号及び議案第百九十八号、以上五件は賛成多数をもって、議案第百九十五号及び議案第百二十二号は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

以上、報告申し上げます。

●議長（柴田正敏議員） 総務企画委員長の報告を求めます。

【十五番（総務企画委員長佐々木雄太議員）登壇】

●総務企画委員長（佐々木雄太議員） ただいま議題となりました、議案

第二百九号及び議案第二百十号について、総務企画委員会における審査の経過と結果を報告申し上げます。

本委員会に付託された議案第二百九号は、令和四年度における本県の宝くじの発売総額の限度額を定めようとするものであります。

議案第二百十号は、地方独立行政法人法第七十八条第一項の規定により読み替えられた第二十五条第一項の規定に基づき、公立大学法人国際教養大学の中期目標を定めようとするものであります。

審査に当たっては、当局からそれぞれ説明を聞き、質疑を行い、討論なく、採決の結果、議案第二百九号及び議案第二百十号は、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

次に、所管事項審査における主な質疑について申し上げます。

はじめに、企画振興部関係の「大変革の時代新秋田元気創造プラン素案」について、第三期ふるさと秋田元気創造プランでは、人口の社会減や出生数が数値目標として定められていたが、新プランでは、総人口や出生数、一人当たり県民所得といった項目について、目標値を設定せず、推移や傾向を把握するモニタリング指標として整理されている。秋田県人口ビジョン案で掲げられた、令和四十七年の目指すべき将来人口約五十一万人を実現するためにも、新プランの推進期間である四年間の数値目標を設定して取り組むべきではないかとただしたのに対し、三期プランで代表指標として定めていた項目の中には、出生数や婚姻件数など、県の取組以外の外的要因の影響が大きく、適正な政策評価が難しいものもあつた。そのため、新プランでは、施策の直接的な効果等を定量的かつタイムリーに把握できる項目については、成果指標として目標値を設定し、社会情勢や景気動向などの様々な外的要因に大きく影響される総人口や社会増減数などの指標については、目標値を設けないモニタリング指標として設定することとしている。モニタリング指標については、目標値を設けないものの、年度ごとに、その推移や傾向を把握、検証して、翌年度の取組にしっかりと反映していきたいとの答弁がありました。

次に、あきた未来創造部関係の「秋田県多様性に満ちた社会づくり基本条例素案」について、条例には、差別等を受けた場合の相談体制の整備に関する規定も盛り込まれるようであるが、どのような体制を想定しているのかとただしたのに対し、差別等の禁止や、その他多様性に満ちた社会づくりの推進に必要な措置として、県に専用の相談窓口を設置することを考えている。具体的な内容は今後検討していくことになるが、差別に関する悩みは多種多様なため、県が設置する窓口では、相談の入り口として、悩みを聞き、その内容に応じて、各分野の専門機関に適切につなげる役割を果たしたいと考えているとの答弁がありました。

以上、報告申し上げます。

●議長（柴田正敏議員） 福祉環境委員長の報告を求めます。

【十一番（福祉環境委員長吉方清彦議員）登壇】
福祉環境委員長（吉方清彦議員） ただいま議題となりました、議案第二百十一号及び議案第二百十二号について、福祉環境委員会における審査の経過と結果を報告申し上げます。

本委員会に付託された議案第二百十一号は、公用車の交通事故について、相手方と和解するため、議会の議決を求めるものであります。

議案第二百十二号は、秋田県営秋田駒ヶ岳情報センターの指定管理者を指定しようとするものであります。

審査に当たっては、当局からそれぞれ説明を聞き、質疑を行い、討論なく、採決の結果、議案第二百十一号及び議案第二百十二号は、全会一致でもって原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

次に、所管事項審査における主な質疑について申し上げます。

生活環境部関係の「秋田県第二種特定鳥獣管理計画素案」について、本計画は、生息数が著しく増加し、又はその生息地の範囲が拡大している鳥獣の管理を図るために策定されるものであり、次期計画では新たにカワウも対象とされている。カワウは、ここ数年で個体数が増加しており、アユなどの食害による、内水面漁業への被害が大きな問題となつて

いるが、どのような対策を講じるのか。また、カワウを捕獲するだけでなく、繁殖を抑制するための取組も必要ではないかとただしたのに対し、新たに策定する五年間の管理計画では、カワウの集団営巣地であるコロニー五か所のうち、北秋田市と大仙市の二か所では、銃器を用いて徹底的にカワウを捕獲することにしており、秋田市のコロニーでは、市街地に近く、銃器の使用が難しいことから、ドライアイスを用いて繁殖の抑制に努めることにしている。また、木の伐採やネット張り等の環境整備、ドローンの活用といった新しい防除技術の導入のほか、県域を越えた広域的連携により、被害防除対策を進めてまいりたいとの答弁がありました。

以上、報告申し上げます。

●議長（柴田正敏議員） 農林水産委員長の報告を求めます。

【二十五番（農林水産委員長北林丈正議員）登壇】
農林水産委員長（北林丈正議員） ただいま議題となりました、議案第二百四号について、農林水産委員会における審査の経過と結果を報告申し上げます。

本委員会に付託された議案第二百四号は、国営八郎潟土地改良事業に係る負担金を同事業の受益者から徴収するため、秋田県国営土地改良事業負担金徴収条例の一部を改正しようとするものであります。

審査に当たっては、当局から説明を聞き、質疑、討論なく、採決の結果、議案第二百四号は、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

次に、所管事項審査における主な質疑について申し上げます。

はじめに、「新ふるさと秋田農林水産ビジョン素案」について、本県農業は、複合経営の推進という面では一定の成果が見えているが、所得の向上という面では十分に伸びていない。農業を職業として選択してもらうためには、その点が一番の課題であり、これを打開していくため、新ビジョンにおいて、どのように対策していくのかとただしたのに対し、

若者にとって、就農しても結婚や子育てといった人生設計を実現できるようにするため、策定中の新ビジョンにおいては、農業全体の生産拡大はもとより、しっかりと所得を確保できる企業的経営体の育成を図っていくことにしている。また、これまでに、えだまめやネギなど、オーソール秋田で取り組む品目の産地育成を進めてきており、今後はこれに加え、市町村やJAが主体となって振興作物を選定し、それを支援していくことで複合化に向けた取組を加速し、更なる収益力の向上を図ってまいりたいとの答弁がありました。

次に、「令和四年産米の生産の目安等」について、令和四年産米における本県の生産の目安が、過去最少の三十八万九千トンに設定されたことから、新品種サキホコレの本格デビューに向かう中で、生産者の意欲が低下しないか懸念している。どのような考え方で今回の目安が設定されたのかとただしたのに対し、現在、令和二年産米の過剰在庫を抱えながら、令和三年産米を販売するという厳しい状況であるため、まずは、在庫量を、県産米の需給が安定するとされる十万吨から十二万吨の間に収めるとともに、今後の需要見通しや、事前予約の状況などを考慮して生産の目安を算定し、秋田県農業再生協議会で了承されたところである。米価が低迷し、厳しい状況ではあるが、令和四年産米で需給が改善され、農家が意欲をもって生産に取り組めるよう、市町村や農業団体と一体となって需要に応じた米生産を推進してまいりたいとの答弁がありました。

以上、報告申し上げます。

●議長（柴田正敏議員） 建設委員長長の報告を求めます。

【二十二番（建設委員長佐藤信喜議員）登壇】

●建設委員長（佐藤信喜議員） ただいま議題となりました、議案第二百五号、議案第二百十三号、議案第二百十四号及び議案第二百五号、以上四件について、建設委員会における審査の経過と結果を報告申し上げます。

本委員会に付託された議案第二百五号は、住宅の品質確保の促進等に関する法律の一部改正により住宅の構造及び設備が長期使用構造等である旨が記載された確認書を提出した場合における長期優良住宅建築等計画の認定又は変更の認定の申請に係る手数料額の引下げ等を行うため、「秋田県長期優良住宅建築等計画認定等手数料徴収条例」の一部改正をしようとするものであります。

議案第二百十三号から議案第二百五号までの三件は、「秋田県米代川流域下水道」、「秋田県十和田湖公共下水道」、「秋田県秋田湾・雄物川流域下水道臨海処理区、大曲及び横手処理区」の指定管理者を指定しようとするものであります。

審査に当たっては、当局から説明を聞き、質疑を行いました。その主な内容について申し上げます。

議案第二百五号秋田県長期優良住宅建築等計画認定等手数料徴収条例の一部を改正する条例案についてであります。

認定に係る事務手続きについては、民間機関による事前審査を受けてから県に申請する場合と、事前審査を受けずに県に直接申請する場合があるとのことであるが、新旧対照表を見ると、手数料が下がる場合だけでなく、上がる場合もある。この点について、丁寧な説明が必要ではないかとただしたのに対し、今回の法改正により、民間機関による事前審査を受けた場合、その後の県への申請において、重複する審査項目を省略することができるようになり、審査時間が短縮されることから手数料を引き下げるものである。一方、県に直接申請する場合は、審査の項目や時間は従来どおりであるが、審査時間にかかる人件費単価が上昇していることから手数料を引き上げるものである。こうした内容については、関係者にしっかりと情報共有し、事務の適正な執行に努めていくとの答弁がありました。

質疑を終了し、討論なく、採決の結果、議案第二百五号外三件は、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

次に、所管事項審査における主な質疑について申し上げます。

建設部関係の「大変革の時代新秋田元気創造プラン素案」について、本県の建設業の賃金水準については、県内の他の産業に比べると高いものの、全国の建設業との比較では七五％程度にとどまっているとのことであるが、本県の建設業の水準を引き上げるためには、何が重要と考えるかとただしたのに対し、基本的には、各企業における経営基盤の強化が重要であり、経営規模の拡大や、生産性の向上に向けたICTの活用などを積極的に取り入れる必要があると考えているとの答弁がありました。

これに対し、さらに、建設業における賃金水準の引上げや経営規模の拡大などを推進するためには、経営者の意識改革が必要であり、非常に難しい課題であると考えるが、どのような働きかけを行うのかとただしたのに対し、県では、これまでの人材確保支援に加えて、各種支援事業のほか、総合評価落札方式や企業の格付基準による加点など、制度的な誘導策も積極的に活用しながら、業界団体と一体となって、取組を展開していきたいとの答弁がありました。

以上、報告申し上げます。

●議長（柴田正敏議員） 教育公安委員長の報告を求めます。

【二十三番（教育公安委員長今川雄策議員）登壇】

●教育公安委員長（今川雄策議員） ただいま議題となりました、議案第二百八号、議案第二百十六号、議案第二百十七号、議案第二百十八号、議案第二百十九号及び議案第二百二十号、以上六件について、教育公安委員会における審査の経過と結果を報告申し上げます。

本委員会に付託された議案第二百八号は、銃砲刀剣類所持等取締法施行令等の一部を改正する政令による地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正により、クロスボウの所持の許可を受けようとする者等から手数料を徴収するため、秋田県公安委員会関係手数料徴収条例の一部を改正しようとするものであります。

議案第二百十六号は、秋田県自然体験活動センターの指定管理者を指定しようとするものであります。

議案第二百十七号から議案第二百二十号までの四件は、公用車の交通事故について、相手方と和解するため、議会の議決を求めるものであります。

審査に当たっては、当局からそれぞれ説明を聞き、質疑を行い、討論なく、採決の結果、議案第二百八号外五件は、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

次に、所管事項審査における主な質疑について申し上げます。

はじめに、警察本部関係の「高齢者の交通安全対策の推進」について、歩行者が被害に遭う交通事故の発生が続いていることを踏まえ、特に高齢者の交通安全に関して、今後、どのように対策していくのかとただしたのに対し、今年十月末時点では、現在の統計方法を採用してから最も交通事故が少なかった昨年に比べ、事故発生件数、死傷者数ともに、大幅に減少しているものの、死者数全体に占める高齢者の割合は八割に上るなど、高齢者の事故率が極めて高い傾向にある。全国一、高齢化が進んでいる本県において、警察だけの力では、高齢者の交通事故を完全に防止できないことから、市町村をはじめ、地域包括支援センターや老人クラブなど、様々な関係機関と連携しながら、高齢者の安全確保に努めてまいりたいとの答弁がありました。

次に、教育委員会関係の「新たな時代に対応した指導体制の整備」について、今の中学校三年生が受験することになる二〇二五年度の大学入学共通テストからは、プログラミング等の知識を試す「情報」の科目が導入されるなど、生徒が身に付けるべき知識・技術が変化してきているが、学校側の指導体制は整っているかとただしたのに対し、来年度から教育におけるデジタル化を一層推進することとしており、そのための新たな事業の立ち上げを検討している。大学入学共通テストへの「情報」科目導入も踏まえ、外部人材による指導を入れながら、遅滞なく対応し

てまいりたいとの答弁がありました。
以上、報告申し上げます。

●議長（柴田正敏議員） 以上で関係委員長の報告は終わりました。
関係委員長に対する質疑を行います。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（柴田正敏議員） 質疑はないものと認めます。
討論を行います。

十番加賀屋千鶴子議員から討論の通告がありますので、発言を許します。

【十番（加賀屋千鶴子議員）登壇】

●十番（加賀屋千鶴子議員） 日本共産党の加賀屋千鶴子です。

ただいま議題となりました、議案第九十三号令和三年度秋田県一般会計補正予算（第七号）ほか、議案第九十六号電気事業会計、議案第九十七号工業用水道事業会計、議案第九十八号下水道事業会計の補正予算について、反対の立場から討論いたします。

四件の補正予算には、今議会初日に賛成多数で可決した県職員の期末手当の減額を反映した人件費が含まれています。秋田県人事委員会は、コロナの影響により県内事業所のボーナスが減少しているとして、期末手当の〇・一か月引下げを勧告し、県はそれを受け入れました。県職員の給与・期末手当の引下げについては、これまでも指摘してきましたが、地方公共団体職員と民間の県内事業所の給与水準との均衡・整合性の確保などと言いつつ低い水準に合わせれば、負のスパイラルとなり、県内労働者の賃金が下がってしまいます。賃金引上げ、県経済にとって好影響を及ぼすような選択・判断をすべきです。新秋田元気創造プラン（素案）において、「賃金水準の向上」を選択・重点プロジェクトの一番に挙げ、取り組むことを発信する一方で、県職員の期末手当引下げはやめるべきです。

また、保健所職員をはじめ県職員は、コロナ危機の中で奮闘してきま

した。最近では、県内初の鳥インフルエンザの対応などもありました。県職員の奮闘に応える賃金にすべきであり、期末手当の減額は認めるわけにはいきません。

一般会計補正予算には、病床機能再編支援事業四千四百四十九万六千円が盛り込まれています。地域医療構想に基づき、二か所の医療機関で急性期病床二十四床削減。その削減に対して支給付金を支給するための予算です。政府は、コロナによって医療崩壊を経験してもなお、医療提供体制を後退させる病床削減を進めています。

今回、病床を減らす二つの医療機関は、コロナの患者さんを受け入れている病院ではありませんでした。しかし、地域の中でコロナの患者さんを受け入れるにしても、コロナが治った後の療養を行うにしても、一定の余裕をもった医療体制でなければならぬことは、この間の全国の経験で明らかになったのではないのでしょうか。今、次の感染拡大に備えて病床の確保など医療提供体制の検討・充実が求められているときに、新型コロナなどのような新興感染症の対応が反映されていない地域医療構想に基づいて、病床を削減することへの支援金の支給には納得できません。

ほかに、これまで反対してきた、あきた芸術劇場整備に係る継続費の変更の提案も含まれています。

よって、議案第九十三号、議案第九十六号、議案第九十七号、議案第九十八号には賛成できません。

以上で私の討論を終わります。御清聴ありがとうございました。

●議長（柴田正敏議員） 以上をもちまして、通告者の発言は終了いたしました。

討論は終局したものと認めます。

採決いたします。まず、議案第九十三号、議案第九十四号、議案第九十六号、議案第九十七号及び議案第九十八号、以上の議案五件を一括し、起立により採決いたします。以上の議案五件は、いずれも

原案のとおり可決することに賛成の方、御起立願います。

【賛成者起立】

- 議長（柴田正敏議員） 起立者過半数であります。よって、議案第九十三号、議案第九十四号、議案第九十六号、議案第九十七号及び議案第九十八号は、原案のとおり可決されました。

次に、残る議案十七件について一括し、採決いたします。以上の議案十七件は、いずれも原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（柴田正敏議員） 御異議ないものと認めます。議案第九十五号、議案第二百二十二号、議案第二百九号、議案第二百十号、議案第二百十一号、議案第二百十二号、議案第二百四号、議案第二百五号、議案第二百十三号、議案第二百十四号、議案第二百十五号、議案第二百十八号、議案第二百十六号、議案第二百十七号、議案第二百十八号、議案第二百十九号及び議案第二百二十号は、原案のとおり可決されました。
- 次に、日程第二十六、産業観光委員会所管事項報告の件を議題といたします。

産業観光委員長の発言を許します。

【二十四番（産業観光委員長高橋武浩議員）登壇】

- 産業観光委員長（高橋武浩議員） 産業観光委員会の所管事項審査における主な質疑について報告申し上げます。

はじめに、観光文化スポーツ部関係の第三セクター鉄道運営助成基金の現況について、秋田内陸縦貫鉄道及び由利高原鉄道の施設整備等への支援に活用している同基金の枯渇が避けられないとのことだが、問題を先送りすることなく、支援スキームの見直しに向けて今から議論を始め、ロードマップを目に見える形で示していくべきと考えるがどうかとただしたのに対し、支援スキームの見直しについては、将来を見据えて計画的に取り進むこととしており、現在策定中の秋田県地域公共交通計画にも位置づける予定である。今後、コロナ禍が一段落し、観光利用等の中

長期的な動向を見通すことができるようになった段階で、沿線市や鉄道事業者との議論をより本格化させていきたいと考えているとの答弁がありました。

次に、産業労働部関係の「く大変革の時代く新秋田元気創造プラン素案」について、雇用の維持や賃金水準の向上を図るためには、中核になる企業を更に増やす必要があり、業界団体と連携して、事業承継を含めて対応し、モニタリングを行いながら、実効性のあるプランにしていけばいけないかとしたのに対し、モニタリングの数値を把握し、事業の成果を確認するとともに、中核的企業の事業拡大を支援し、賃金水準の向上を目指していく。また、小規模企業に対しても、統合や連携等を支援することで、雇用の確保を図り、実効性のある対応を進めてまいりたいとの答弁がありました。

以上、報告申し上げます。

- 議長（柴田正敏議員） 以上で産業観光委員会所管事項報告は終了いたしました。

次に、日程第二十七、請願審査の件を議題といたします。

お諮りします。請願第四十九号、請願第五十号、請願第四十七号及び請願第四十八号、以上の請願四件は、いずれも委員長の報告及び質疑を省略することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（柴田正敏議員） 御異議ないものと認め、そのように決定いたします。

討論の通告がありませんので、直ちに採決いたします。請願第四十九号、請願第五十号、請願第四十七号及び請願第四十八号、以上四件を一括し、採決いたします。以上の請願四件は、委員会の決定のとおり採択と決定することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（柴田正敏議員） 御異議ないものと認めます。願第四十九号、請

願第五十号、請願第四十七号及び請願第四十八号は、採択と決定されました。

次に、日程第二十八、意見書案第六号から日程第三十一、意見書案第九号までの意見書案四件は、いずれも委員会提出に係るものでありますので、直ちに本会議において審議いたします。

日程第二十八、意見書案第六号中華人民共和国による人権侵害問題の解決に向けた対応を求める意見書、日程第二十九、意見書案第七号法務局職員の増員に関する意見書、日程第三十、意見書案第八号人工透析が必要な要介護高齢者に係る介護保険制度の改正を求める意見書、日程第三十一、意見書案第九号持続可能な医療提供体制の確立を求める意見書、以上四件を一括議題といたします。

お諮りしますが、各意見書案は、いずれも趣旨説明、質疑を省略することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（柴田正敏議員） 御異議ないものと認めます。

討論の通告がありませんので、直ちに採決いたします。各意見書案は、いずれも原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（柴田正敏議員） 御異議ないものと認めます。意見書案第六号、意見書案第七号、意見書案第八号及び意見書案第九号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第三十二、議員派遣の件を議題といたします。

お手元に配付してあります議長報告のとおり、議員派遣に関する依頼及び申出があります。

お諮りします。本件は、依頼及び申出のとおり派遣することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（柴田正敏議員） 御異議ないものと認めます。よって、本件は、

依頼及び申出のとおり派遣することに決定されました。

次に、日程第三十三、委員会審査、調査継続の件を議題といたします。請願第七号及び請願第十一号、以上の請願二件の審査継続について、採決いたします。以上の請願二件は、教育公安委員長の申出のとおり、継続審査とすることに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（柴田正敏議員） 御異議ないものと認めます。請願第七号及び請願第十一号は、継続審査と決定されました。

次に、委員会の調査継続については、各委員長の申出のとおり決定することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（柴田正敏議員） 御異議ないものと認め、そのように決定いたします。

以上をもちまして、十二月議会の案件全部を議了いたしました。会議を閉じます。閉会いたします。

午後一時五十二分散会